

令和7年度 施設等利用給付認定申請について(2号・3号)

令和元年10月から国における幼児教育・保育の無償化が開始されました。これにより、保育の必要性の認定を受けた、3歳児から5歳児までの児童、もしくは0歳児から2歳児の市町村民税非課税世帯の児童の利用料が無償化となりました。(上限があります。)

この無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を石井町から受ける必要があります、申請が必要となります。

認可外保育施設等にはいわゆる認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター等が含まれます。無償化対象施設であることの確認を受けた施設に限りますので、ご注意ください。

認定区分	認定事由
2号認定	令和7年4月1日時点で3～5歳児の児童で、保育の必要性があること
3号認定	令和7年4月1日時点で0～2歳児の児童で、保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯に該当すること

【保育の必要性の認定とは】

施設等利用給付認定をうける保護者は、以下のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは、提出書類や世帯の税情報等に基づき、審査を行います。

認定要件	必要書類	備考
就労	就労証明書	月64時間以上就労することが条件です。(自営業の方は、確定申告書等の写し、又は民生委員の証明が必要です。)
求職活動	求職活動申告書	原則 3ヶ月間の認定になります。
母親の出産	母子手帳の写し	表紙及び出産予定日記載のページの写しを提出
疾病・障がい等	疾病状況申請書 身体障害者手帳等の写し	かかりつけの病院で証明を受けてください。
親族の看護・介護	看護状況申請書 介護状況申請書	看護・介護される方のかかりつけの病院で証明を受けてください。
就学	学生証の写し・在学証明書等	
虐待や DV の恐れがあること	保護証明など	申請時に相談機関等をお聞きします。
その他、石井町が保育が必要と認める場合	施設等利用給付認定を必要とすることを証明する書類	

支給限度額について

幼児教育・保育の無償化による給付は、施設等利用給付認定を受けた児童が対象となります。無償化の対象となる費用は保育料です。

※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等、実費として徴収される費用は給付対象となりません。

認定区分	月当たりの限度額
2号認定	37,000 円
3号認定	42,000 円(市町村民税非課税世帯に限る)

無償化給付の請求について

無償化給付を受けるためには、別途給付申請が必要です。園が発行する利用料等の内訳を示した領収書のコピー等と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付し、子育て支援課まで給付申請書を提出してください。

なお、利用する施設によっては上記以外の方法で給付を行う場合がありますので、あらかじめ利用する施設に確認しておいてください。(詳しくは石井町ホームページ「幼児教育・保育無償化に伴う利用料の償還払い手続きについて」をご覧ください)

令和7年度 施設等利用給付認定申請に必要な書類

1 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

(顔写真入りの身分証明書(運転免許証等)とマイナンバーが分かるものも一緒にお持ちください。窓口で確認させていただきます。)

2 保育の必要性を確認するための書類(父母のみ必要)

3 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

(認可外保育施設を利用している児童で、認可保育施設の申し込みをしていない場合)

認定申請の受付について

令和7年4月1日からの認定を希望する場合

期間	時間	場所
令和7年1月31日(金)～令和7年2月21日(金) (土日祝を除く)	8:30～17:00	石井町 子育て支援課

※上記の締切後も施設等の利用開始日までは申請することができますが、結果の通知に時間を要する場合があります。また、令和7年4月認定開始の場合、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、認定申請の結果は、令和7年3月末までに通知する予定です。

こんなときは、必ず申請してください

住所や就労状況、家庭状況等に変更がある場合は子育て支援課までご連絡ください。

また、町外へ転出する場合は認定が終了しますので、引き続き認定を希望するには、転出先の市町村で改めて認定申請の手続きが必要です。手続きが遅れると無償化の給付が受けられない期間が生じることがありますので、ご注意ください。

問い合わせ先
石井町 子育て支援課
名西郡石井町高川原字高川原121番地1
088-674-1623